

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

第2号様式の1（第3条関係）

評定項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目																	
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備																		
施工体制	施工体制全般	基礎評価(a)						不備(改善指示書又は改善命令書が必要)																	
								1 工事の請負に関する書類(請負人提出書類処理基準に定める書類)の内容は、必要な項目が過不足なく記載されていた。																	
								2 工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材手配等が行われ、施工に支障を来たさなかった。																	
								3 当該現場に必要な施工能力をもつ作業員、下請負人が配置されていた。																	
								4 建設廃棄物等の処理状況について、マニフェスト等が過不足なく整理され、時期を逸することなく監督員が確認することができた。																	
								※5 施工体制台帳が、現場に備え付けられていた。																	
								※6 施工体系図が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられた。																	
								※7 工事現場の施工体制が、施工体制台帳及び施工体系図に整合したものであった。																	
								8 建設業退職金共済制度の掛金収納書が、請負契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式による場合は、原則40日以内)に監督員へ提出された。																	
								9 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられた。																	
								10 建設業許可票の看板が、公衆の見やすい場所に掲げられた。																	
								11 労災保険関係の成立を表す標識が、公衆の見やすい場所に掲げられた。																	
								※12 工事实績情報サービス(CORINS)への登録手続きが、定められた期日までに行われた。																	
								13 工事の請負に関する書類(請負人提出書類処理基準に定める書類)は、定められた期日までに提出された。																	
								14 指定された建設機械について、低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械を使用した。																	
					15 その他																				
							<table border="0"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良</td> <td>(a)</td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良	(a)	担当監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0	0.0	主任監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0	0.0
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良	(a)																				
担当監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0	0.0																				
主任監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0	0.0																				
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。			指示の事由等記入欄																		
		減点評価該当数	減点評価該当数	最大4項目																					
		担当監督員	主任監督員	0 × -10	=	0																			
				0 × -10	=	0																			
		評価係数(c)					0.05																		
	評定点(a+b) × c		担当監督員	(0.0 + 0) × 0.05 =			0.0																		
			主任監督員	(0.0 + 0) × 0.05 =			0.0																		

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する
□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。
(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。

優 良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)

概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。

評 価 対 象 項 目 の 遂 行 に や や 不 適 切 な 事 項 が 見 受 け ら れ た が、 指 示、 指 導 を 行 い、 速 や か に 改 善 さ れ た。
不 備 : 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

第2号様式の2（第3条関係）

評定項目	細目	評価対象項目																								
		担当監督員			主任監督員																					
施工体制	配置技術者	基礎評価(a)	優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備	不備(改善指示書又は改善命令書が必要)																	
									1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験をし、その能力を発揮していた。																	
									2 監理技術者及び主任技術者(以下、「監理技術者等」という。)は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験をし、その能力を発揮していた。																	
									3 契約書、設計図書、関係基準等を理解し、現場に反映し工事を行った。																	
									4 下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、適宜必要な指導をしていた。																	
									5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等の内容は不足なく、時期を逸することなく行われた。																	
									6 完了検査等において、検査員に対し施工内容に関する必要な説明等を行っていた。																	
									7 監理技術者等の資格を有していることを監督員が確認できた。																	
									8 設計図書で定められた技能者や施工管理技術者等の資格等を証明する資料を監督員が確認できた。																	
									9 監理技術者等は、腕章及び監理技術者資格者証等を携帯していた。																	
						10 その他																				
								<table border="0"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良 (a)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$</td> <td></td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$</td> <td></td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)		担当監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0		主任監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0	
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)																						
担当監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0																						
主任監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0																						
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。最大4項目			指示の事由等記入欄																			
		減点評価該当数	減点評価該当数	担当監督員	0 × -10	=		0																		
				主任監督員	0 × -10	=		0																		
		評価係数(c)				0.05																				
	評定点(a+b) × c		担当監督員	(0.0 + 0) × 0.05 =			0.0																			
			主任監督員	(0.0 + 0) × 0.05 =			0.0																			

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を口に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良：評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正：評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 不備：評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 減点評価：評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価：評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書：実施細目に定める指示書の類を言う。

工 事 成 績 評 定 項 目 別 評 定 表 (基 本 的 な 技 術 力 と 成 果 の 評 価)

第2号様式の3(第3条関係)

評定項目	細目	担当監督員						主任監督員						評価対象項目			
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備				
施工体制	対外調整	基礎評価(a)	不備(改善指示書又は改善命令書が必要)												1 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関や施設管理者等との折衝及び調整を行った。 2 別契約の関連工事との調整を行い、工事全体の円滑な進捗に努めた。 3 地域住民や施設管理者等の工事関係者以外の者との間にトラブルが生じないよう努め、必要に応じ広報や説明等を行った。 4 苦情に対して、必要な対応を行った。 5 折衝経過や苦情処理の経過等は、監督員に遅滞なく報告された。 6 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。 7 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関へ、必要な届け出、手続きが遅滞なく行われた。 8 住民説明会や施設管理者等との間で取り決めた作業時間、作業条件等の制約を遵守した。 9 その他		
			$\begin{matrix} \text{担当監督員} & ((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0 & 0.0 \\ \text{主任監督員} & ((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0 & 0.0 \end{matrix}$														
			減点評価(b)	担当監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。											指示の事由等記入欄	
				減点評価該当数	減点評価該当数	担当監督員	0 × -10 = 0										(b)
						主任監督員	0 × -10 = 0										0
				評価係数(c)													0.05
			評定点(a+b) × c			担当監督員	(0.0 + 0) × 0.05 = 0.0										
						主任監督員	(0.0 + 0) × 0.05 = 0.0										

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を口に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
 (ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)

概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 不備 : 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工 事 成 績 評 定 項 目 別 評 定 表 (基 本 的 な 技 術 力 と 成 果 の 評 価)

第2号様式の4(第3条関係)

評 定 目	細 目	担 当 監 督 員						主 任 監 督 員						評 価 対 象 項 目			
		優 良	概 ね 適 正	不 備	優 良	概 ね 適 正	不 備	優 良	概 ね 適 正	不 備	優 良	概 ね 適 正	不 備				
現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	基 礎 評 価 (a)	不備(改善指示書又は改善命令書が必要)												1 工 事 の 規 模 と 内 容 に 応 じ た 安 全 巡 視 、 安 全 教 育 、 安 全 点 検 等 の 安 全 活 動 を 実 施 し た 。 2 安 全 通 路 の 確 保 、 落 下 物 の 防 止 等 の 安 全 措 置 が な さ れ る と と も に 、 第 三 者 へ の 事 故 防 止 に 努 め た 。 3 工 事 箇 所 及 び そ の 周 辺 の 地 上 、 地 下 の 既 設 構 造 物 、 既 設 配 管 等 に 対 し て 、 支 障 を 来 さ ない よう な 必 要 な 措 置 を 講 じ た 。 4 現 場 内 が 常 に 整 理 ・ 整 頓 さ れ て い た 。 5 重 機 操 作 に 際 し て 、 誘 導 員 配 置 や 重 機 と 人 の 行 動 範 囲 の 分 離 措 置 が な さ れ た 。 6 過 積 載 防 止 に 関 す る 内 容 が 施 工 計 画 書 に 記 載 さ れ 、 現 場 に て 過 積 載 防 止 に 努 め た 。 7 工 事 従 事 者 の た め の 休 憩 場 所 、 ト イ レ 等 の 確 保 に 努 め た 。 8 現 場 に お け る 緊 急 措 置 、 防 火 体 制 等 が 整 備 さ れ て い た 。 9 危 険 物 等 の 保 管 に 関 し 、 関 係 法 令 を 遵 守 し た 。 10 指 定 仮 設 を 除 く 足 場 、 棧 橋 等 の 仮 設 物 は 、 関 係 法 令 等 に 基 づ き 設 置 さ れ た 。 11 火 気 の 使 用 や 溶 接 作 業 を 行 う 際 、 必 要 な 防 火 措 置 を 講 じ た 。 12 交 通 管 理 者 (海 上 保 安 部 含 む 。) と の 協 議 事 項 (使 用 許 可 条 件 を 含 む 。) を 遵 守 し た 。 13 材 料 置 き 場 、 発 生 材 の 仮 置 き 場 の 管 理 が さ れ て い た 。 14 酸 欠 危 険 場 所 に お け る 換 気 、 測 定 等 が 必 要 な 措 置 が な さ れ 行 わ れ た 。 15 そ の 他		
			$\frac{\text{優 良} + \text{概 ね 適 正}}{\text{評 価 対 象 総 項 目 数}} = \frac{0 + 0}{0} \times 10 + 7.5 \times 0 = 0.0$													(a)	
			$\frac{\text{優 良} + \text{概 ね 適 正}}{\text{評 価 対 象 総 項 目 数}} = \frac{0 + 0}{0} \times 10 + 7.5 \times 0 = 0.0$														
			減 点 評 価 (b)	担 当 監 督 員	減 点 評 価 当 該 細 目 等 に つ い て 、 総 括 監 督 員 が 改 善 命 令 書 を 交 付 し た 。											指 示 の 事 由 等 記 入 欄	
				主 任 監 督 員	最 大 4 項 目												
				担 当 監 督 員	0 ×	-10											=
			評 価 係 数 (c)	担 当 監 督 員	0 × -10											=	0
				主 任 監 督 員	0 × -10											=	0
			評 定 点 (a+b) × c	担 当 監 督 員	(0.0 + 0) × 0.10 =											0.0	
				主 任 監 督 員	(0.0 + 0) × 0.10 =											0.0	

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する
□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。
(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。

優 良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)

概ね適正: 評価対象項目の遂行に問題がなかった。

不 備 : 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
減点評価: 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。

減点評価: 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工 事 成 績 評 定 項 目 別 評 定 表 (基 本 的 な 技 術 力 と 成 果 の 評 価)

第2号様式の5(第3条関係)

評定項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目																	
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備																		
現場管理	工程管理	基礎評価(a)						不備(改善指示書又は改善命令書が必要)																	
								1 実施工程表は、工事全般にわたり綿密にたてられ、各工種と全体との整合性がとれていた。																	
								2 状況変化への対応が迅速に行われ、工程へ大きな影響を与えなかった。																	
								3 別契約の関連工事との工程調整を行い、現場作業の円滑な進捗に努めた。																	
								4 定められた作業時間以外の作業が少なく、工期内に完成した。																	
								5 実施工程表に加えて、月間又は週間工程表を作成し、工程管理に努めた。																	
								6 工程計画を着実に守り工事を完了した。																	
								7 概成工期が遵守され、関連工事の総合試運転及び調整が支障なく行われた。(対象:建築・電気・機械)																	
								8 作業時間の変更、休日等の施工を行う際の手続きは、必要な時期に行われていた。																	
								9 その他																	
							<table border="0"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良 (a)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$</td> <td></td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$</td> <td></td> <td>0</td> <td>0.0</td> <td></td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)		担当監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0		主任監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0	
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)																					
担当監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0																					
主任監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$		0	0.0																					
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。			指示の事由等記入欄																		
		減点評価該当数	減点評価該当数	最大4項目																					
		担当監督員		0 × -10	=	0																			
		主任監督員		0 × -10	=	0																			
		評価係数(c)					0.05																		
	評定点(a+b)×c		担当監督員	(0.0 + 0) × 0.10 =			0.0																		
			主任監督員	(0.0 + 0) × 0.10 =			0.0																		

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)
- 3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
 (ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正 : 評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 不備 : 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価 : 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。
- 注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

第2号様式の6(第3条関係)

評定項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目																		
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備																			
施工管理	施工管理	基礎評価(a)	優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備	不備(改善指示書又は改善命令書が必要)																	
										1 施工計画書は、設計図書、現場状況を把握したものであった。																
										2 施工図は、仕上げ、他工種及び別契約の関連工事との納まり等について検討されたものであった。(対象:建築・電気・機械)																
										3 施工計画書又は施工図の内容を変更する必要があった場合、監督員への報告及び必要な措置が講じられた。																
										4 作業区域の設定は、作業環境、周辺環境や交通計画等を考慮したものであった。																
										5 施工に適した機器材、機械等が使用された。																
										6 既存施設部分、工事目的物の施工済部分の養生が行われていた。(対象:建築・電気・機械)																
										7 構造物の養生が行われていた。(対象:土木)																
										8 設計図書の内容に関して疑義が生じた際、監督員と協議の上、施工がなされた。																
										9 施工図は、当該工事の施工前に提出された。(対象:建築・電気・機械)																
										10 既存施設、設備、及び構造物等との取り合いが十分に検討され、施工が行われた。																
										11 対象施設を利用しながらの工事において、発生する塵埃・振動・騒音等の低減に努めた。(対象:建築・電気・機械)																
							12 その他																			
								<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良</td> <td>(a)</td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良	(a)	担当監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$			0.0	0.0	主任監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$			0.0	0.0
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良	(a)																					
担当監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$			0.0	0.0																					
主任監督員	$((7 \times 0 + 5 \times 0) / 0) \times 10 + 7.5 \times 0$			0.0	0.0																					
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。				指示の事由等記入欄																		
		減点評価該当数	減点評価該当数	最大4項目																						
				担当監督員	0 × -10	=	0																			
				主任監督員	0 × -10	=	0																			
		評価係数(c)						0.05																		
	評定点(a+b)×c		担当監督員	$(0.0 + 0) \times 0.1 =$				0.0																		
			主任監督員	$(0.0 + 0) \times 0.1 =$				0.0																		

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する
□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。
(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。

優良：評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)

概ね適正：評価対象項目の遂行に問題がなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。

不備：評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。

減点評価：評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書：実施細目に定める指示書の類を言う。

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する
□に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を□に記入する。
(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。

優良：評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
(ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)

概ね適正：評価対象項目の遂行に問題がなかった。

不備：評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
不備：評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。

減点評価：評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書：実施細目に定める指示書の類を言う。

工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）

第2号様式の8(第3条関係)

評定項目	細目	担当監督員			主任監督員			評価対象項目														
		優良	概ね適正	不備	優良	概ね適正	不備															
施工管理	出来形及び出来ばえ	基礎評価(a)							不備(改善指示書又は改善命令書が必要)													
									1 出来形管理が、出来形管理表により確認することができた。(対象:土木)													
									2 施工後の各種寸法や数量等について、設計図書のとおり施工されていることが確認することができた。(対象:建築・電気・設備)													
									3 出来形測定において、不可視部分の出来形は、工事記録等により確認することができた。													
									4 取り合いや端部の納まり(既存部分との取り合いを含む。)について必要な調整・検討がなされた仕上がりであった。													
									5 関連工事等と必要な調整がなされた仕上げであった。													
									6 仕上りの状態について、色むら等がなく全体的な美感に対する配慮がなされていた。													
									7 工事的物(出来形)の形状及び寸法は、設計値(契約図書)を満足していた。													
									8 工事的物(出来形)の性能及び機能は、設計値(契約図書)を満足していた。													
									9 操作制御関係が所定の機能を有した上で、必要な安全装置、保護装置の機能が確認できた。(対象:電気・機械)													
									10 設備の総合性能が設計図書のとおり確保されていた。(対象:電気・機械)													
						11 その他																
							<table border="0"> <tr> <td></td> <td>優良+概ね適正</td> <td>不備</td> <td>評価対象総項目数</td> <td>優良 (a)</td> </tr> <tr> <td>担当監督員</td> <td>((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td>((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> </table>		優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)	担当監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0.0	主任監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0.0
	優良+概ね適正	不備	評価対象総項目数	優良 (a)																		
担当監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0.0																		
主任監督員	((7×0 + 5×0) / 0) × 10 + 7.5×0	0	0	0.0																		
	減点評価(b)	担当監督員	主任監督員	減点評価当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。最大4項目			指示の事由等記入欄															
		減点評価該当数	減点評価該当数	担当監督員	0 × -10	=		0														
				主任監督員	0 × -10	=		0														
		評価係数(c)					0.05															
	評定点(a+b)×c			担当監督員	(0.0 + 0) × 0.1 =		0.0															
				主任監督員	(0.0 + 0) × 0.1 =		0.0															

1 基礎評価(a)は、評価対象項目について「優良」「概ね適正」又は「不備」のどちらか該当する口に半角数字の「1」を記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。

2 減点評価(b)は、改善命令書を交付した数を口に記入する。(ただし、最大4項目(-40点)までとする。)

3 「優良」「概ね適正」「不備」及び「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 優良 : 評価対象の項目の遂行が、積極的かつ適切に行われ優れていた。
 (ただし、優良の評価対象項目は最大4項目までとする。)
 概ね適正 : 評価対象項目の遂行に問題がなかった。
 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示、指導を行い、速やかに改善された。
 不備 : 評価対象項目の遂行について遅れや誤り等不適切な事項があり、指示したが改善されず、改善指示書による指示、指導を行い、改善された。
 減点評価 : 評価対象項目の遂行について改善指示書を交付したが改善されず、総括監督員が改善命令書を交付した。

注)改善指示書、改善命令書 : 実施細目に定める指示書の類を言う。